

平成 21 年 苓北町規則 7 号

苓北町景観条例施行規則

苓北町景観条例施行規則(平成 14 年 苓北町規則第 2 号)の全部を改正する。
(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるものを除くほか、苓北町景観条例(平成 20 年 苓北町条例第 29 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める工作物)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁、垣、柵、門、塀その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突
- (4) 高架水槽
- (5) 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次号に該当するものを除く。)
- (6) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- (10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
- (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- (12) 広告塔又は広告板

(規則で定める特定施設)

第 3 条 条例第 2 条第 7 号の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店業を営むための施設
- (2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設(当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。)
- (3) 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する営業を行うための施設
- (4) カラオケボックス
- (5) 屋上広告

(大規模行為の規模等)

第4条 条例第2条第8号アの規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

2 条例第2条第8号イの規則で定める規模は、高さ13メートル(第2条第6号に規定する工作物にあっては20メートル)又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。

3 条例第2条第8号ウの規則で定める規模は、高さ2メートルかつ長さ50メートルとする。

4 条例第2条第8号エ及びオの規則で定める面積は3,000平方メートル、規則で定める規模は高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。

(行為の届出)

第5条 条例第8条第1項の届出及び同条第2項の規定による行為の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を正副2部提出して行うものとする。

(1) 景観形成地区における行為 景観形成地区における行為の(変更)届出書(別記第1号様式)及び行為の種類に応じて別表第1に定める図書

(2) 特定施設届出地区における行為 特定施設届出地区における行為の(変更)届出書(別記第2号様式)及び行為の種類に応じて別表第2に定める図書

(3) 大規模行為 大規模行為に係る行為の(変更)届出書(別記第3号様式)及び行為の種類に応じて別表第3に定める図書

2 町長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

3 第1項の行為の届出書の提出は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令に基づく手続きを行おうとする日(当該手続きを要しない行為の場合は、当該行為に着手しようとする日)の30日以上前に行わなければならない。

4 法第16条第2項及び条例第8条第3項の規定による行為の変更の届出は、第1項各号に定める届出書に、当該各号に定める図書のうち当該変更に係る必要なものを添付して行うものとする。

5 前項の届出は、届け出た内容に変更が生じたときに直ちに行うものとする。

6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図書の一部を省略することができる。

(勧告等)

第6条 法第16条第3項及び条例第8条第5項の規定による勧告は、[勧告通](#)

知書（別記第4号様式）により、当該届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 町長は、条例第8条第6項に規定する期間内に勧告を行うことができない合理的な理由があるときは、同項の期間を延長することができる。この場合において、同項の期間内に当該届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 3 町長は、法第16条第3項及び条例第8条第5項の規定により勧告を行う必要がないと認めるときは、無勧告通知書（別記第5号様式）により、当該届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

（規則で定める公共的団体）

第7条 条例第9条第2項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 独立行政法人国立病院機構
- (6) 国立大学法人
- (7) 公立大学法人
- (8) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (9) 地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社
- (11) 土地開発公社

（届出を要しない行為）

第8条 条例第10条第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転若しくは撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ア 第2条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
 - イ 第2条第2号から第5号までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの

- 合計の高さが5メートル以下のもの(増築又は改築後の高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さと合計の高さが5メートルを超えるものを除く。)
- ウ 第2条第6号に規定する工作物で、高さが10メートル以下のもの(増築又は改築後の高さが10メートルを超えるものを除く。)
- エ 第2条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの(増築又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。)
- (4) 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 木竹の伐採で、高さが10メートル以下かつ伐採面積が500平方メートル以下のもの
- (6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地外における物件の堆積で、高さが1.5メートル以下かつ水平投影面積が100平方メートル以下のもの
- イ 外部から見通すことができない場所における物件の堆積
- ウ 堆積場の用に供する土地の使用期間が90日を超えて継続しない場合の当該堆積場における物件の堆積
- (7) 鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為の行われる土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (8) 土地の区画形成の変更で、変更に係る土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (9) 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更
- ア 熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの
- イ はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出し、又は表示されないもの
- ウ 表示面積が1平方メートル以下のもの
- エ 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく熊本県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は

屋外広告物を掲出する物件の設置

- (10) 地盤面下又は水面下における行為
 - (11) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (12) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (13) 景観計画において景観形成地区が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為
- 2 条例第10条第1項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 特定施設及び附帯施設の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、前項第1号から第4号まで並びに第9号から第12号までに掲げる行為
 - (2) 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為
- 3 条例第10条第1項第3号の規則で定める行為は、第1項第4号、第9号工及び第10号から第12号までに掲げる行為とする。
- (条例第12条第1項の規則で定める行為)

第9条 条例第12条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外における廃棄自動車の堆積及び廃棄船舶
- (2) 屋外における建築廃材の堆積

(景観形成協定の認定)

第10条 条例第14条第3項に規定する景観形成協定の認定申請は、**景観形成協定認定申請書(別記第6号様式)**を提出して行うものとする。

2 条例第14条第4項に規定する景観形成協定の認定は、次に掲げる要件に該当するものについて行い、**景観形成協定認定通知書(別記第7号様式)**により通知するものとする。

- (1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の区域を対象としていること。
- (2) 建築物等の形態、意匠、色彩の調和及び敷地の緑化その他景観形成に関する事項が定められていること。
- (3) 有効期間が、5年以上であること。

(審議会委員の委嘱及び任期)

第11条 条例第17条に規定する苓北町景観審議会(以下「審議会」という。)の委員は、15人以内とし、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(組織)

第12条 審議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第14条 審議会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、景観に関する事務を担当する課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。